

綾瀬市バス停留所上屋整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、路線バス利用者の利便性の向上に資するため、路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業するものをいう。）が行うバス停留所の上屋等の整備に要する経費に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内のバス停留所（以下「バス停」という。）に上屋等を設置（増改築を含む。以下同じ。）する事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 設置場所は、バス停とし、構造、規模、面積、立地等について市長が適当と認めるものであること。
- (2) 設置に当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合するものであること。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、路線バス事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、用地費を除き、工事費（附帯工事費含む。）、設計費等を含めた補助対象事業の実施に要する経費とする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長が特に認めるもの。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。

- 2 前項の規定による補助金の額は、1年度において補助対象事業者1社につき100万円を限度とする。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第2項第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第2号の書類は、建築基準法、道路法等の関

係法令により許可が必要な場合に限り添付するものとし、第3号の書類は、補助対象事業が借地等を要する場合に限り添付するものとする。

- (1) 工事関係図面一式
- (2) 建築確認通知書及び道路占用許可書の写し
- (3) 賃貸借契約書等その事実を証するものの写し
(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日は、補助対象事業の完了後30日以内とする。

2 規則第12条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 領収書等代金を支払ったことを証する書類の写し
- (2) 完成検査済証の写し

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。